

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.132

〔共通〕問1 消防法第3条第2項では、消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める危険物又は放置された燃焼のおそれのある物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するもの（以下、本問では「占有者等」という。）を確知することができないため、同条第1項に基づきそれらの者に当該物件の除去その他の処理を命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件の除去その他の処理を行わせることができるが、その場合は当該物件を保管しなければならない、とされている。これにより物件を保管した場合の措置について述べた以下の文のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、この規定により物件を保管したときは、占有者等に対し当該物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- (2) 消防長又は消防署長は、この規定により保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- (3) この規定により物件の保管、売却、公示等を行うのに要した費用は、当該物件の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。
- (4) (1)に関する規定に基づく公示の日から起算して6月を経過してもなお保管した物件 ((2)に関する規定により売却した代金を含む。) を返還することができないときは、当該物件の所有権は、当該消防長又は消防署長の属する消防本部に帰属する。

〔消防用設備等〕問1 次のうち、消防設備士が消防用設備等の工事又は整備をしようとする場合に、消防法令上、消防長又は消防署長に届け出なければならないものを1つ選べ。ただし、当該消防設備士は、関係する法令に係る工事又は整備を行うことができる必要な資格を有しているものとする。

- (1) 甲種消防設備士が設備等設置維持計画に従って特殊消防用設備等の整備をしようとするとき。
- (2) 甲種消防設備士が設備等技術基準に従って水噴霧消火設備の水源にかかる工事をしようとするとき。
- (3) 甲種消防設備士が設備等技術基準に従って消防機関へ通報する火災報知設備の電源にかかる工事をしようとするとき。
- (4) 甲種消防設備士が指定数量以上の危険物を取り扱う取扱所において、政令で定める技術上の基準に従って設置すべき消防用設備等の工事をしようとするとき。

〔消防用設備等〕問2 次に掲げる防火対象物の部分のうち、炎感知器を設置してはならない部分として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) じんあい又は微粉が多量に滞留する場所
- (2) 腐食性ガスが発生するおそれのある場所
- (3) 著しく高温となる場所
- (4) 結露が発生する場所

〔防火査察〕問1 消防法（以下、「法」という。）第4条及び第4条の2に規定する立入検査に関する事項のうち、不適当な記述は次のうちどれか。

- (1) 法第4条第1項に基づく立入検査は、罰則によってその実効性が担保されており、相手方が正当な理由なく拒否した場合でも、その抵抗を排除して強制的に立入検査を実施することができる。
- (2) 消防署長が、火災予防のため必要があると認めるときは、法第4条第1項に基づき当該消防職員にあらゆる仕事場等に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させることができる。
- (3) 法第4条第1項及び法第4条の2第1項に基づき立入検査を実施する場合は、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。
- (4) 関係者の承諾を得た場合は、法第4条の2第1項に基づく消防団員の立入検査も個人の住居に立ち入ることができる。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、不適当な記述は次のうちどれか。

- (1) 消防法第5条の3第3項により物件を保管した場合は、保管を始めた日から起算して10日間当該消防本部又は消防署に掲示し、この公示期間が満了しても、なおその物件の権原を有する者の氏名等を知ることができない場合は、公示の用紙を市町村又は新聞に掲載する必要がある。
- (2) 消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者に対し、具体的な火災危険の排除や法令違反等の是正について、義務を課す意思表示である。
- (3) 消防法第5条の3第2項中の「確知することができない」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合である。
- (4) 消防法第5条の3第1項中の「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の事情から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生じる等の理

- (2) 誤り。武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置が的確かつ迅速に講じられるようするため特に必要があると認めるときに、都道府県知事に対し、当該措置について指示することができるは対策本部長ではなく消防庁長官。国民保護法第118条参照。
- (3) 正しい。国民保護法第117条第1項参照。
- (4) 正しい。国民保護法第62条第1項参照。
- (5) 正しい。国民保護法第62条第3項参照。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 C災害の汚染検査は、目視により化学剤汚染の有無の確認を行う。

問2 答 (2)

解説 このような単純破壊は、通常の斧のほうが適している。

問3 答 (2)

解説 隊員に呼吸保護器具を着用させ災害現場に進入させる時は、隊員に圧力確認及び気密試験は必ず行わせるとともに、進入管理者になる中小隊長も併せて確認する。

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 該当するため、誤り。
 (3) 消防対象物であるため、誤り。
 (4) 消防隊到着までのため、誤り。
 (5) 人命の救助も義務であるため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (2)

解説 (1) 定年延長とは区別されるため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 分限の態様であるため、誤り。
 (4) 辞令は必要であるため、誤り。
 (5) 医師等は失職するが、救命士は該当しないため、誤り。

〔行政手続〕

問1 答 (4)

解説 (1) 告示及び訓令は、行政規則であるため、誤り。
 (2) 立行政行為に該当しないため、誤り。
 (3) 法の性質を有するため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 告示の説明であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 受傷原因から部隊、隊員の活動を統制する必要が

ある場合は、直ちに活動危険及び措置内容を各隊長等を指揮本部に集合させ徹底し、再発防止を図る。

問2 答 (4)

解説 連結送水管を活用する活動隊は、その放水量から最大3隊であり、出火階で有効圧力が確保できるよう活動隊を指定する。

問3 答 (4)

解説 水蒸気爆発でなく、ファイヤーボールが発生する可能性がある。

〔救急〕

問1 答 (5)

解説 「民生員」が誤りで、正しくは「警察官」である。消防実務質疑応答集参照。

問2 答 (4)

解説 消防実務質疑応答集参照。

問3 答 (4)

解説 「当該感染症の疑似症患者及び無症状病原体保有者への対応については政令により規定される。」とされている。救急隊の感染防止対策の推進について（平成31年3月28日付 消防教第49号通知）別添「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 消防法第3条第2項により除去その他の処理を行って保管した物件に関する措置については、同条第3項に基づき災害対策基本法第64条第3項から第6項までの規定が準用されることになっている。

- (1) 正しい。消防法第3条第3項、災害対策基本法第64条第3項参照。
 (2) 正しい。消防法第3条第3項、災害対策基本法第64条第4項参照。
 (3) 正しい。消防法第3条第3項、災害対策基本法第64条第5項参照。
 (4) 誤り。所有権は、消防本部でなく、当該消防長又は消防署長の属する市町村に帰属する。消防法第3条第3項、災害対策基本法第64条第6項参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 (1) 誤り。「整備」は対象外である。消防法第17条の14参照。

- (2) 誤り。水源工事は消防設備士の業務独占の対象外のため、届け出も対象外である。消防法第17条の5第1号、消防法施行令第36条の2第1項第3号参照。
 (3) 誤り。電源に関する工事は消防設備士の業務

独占の対象外のため、届け出も対象外である。
消防法第17条の5第1号、消防法施行令第36条の2第1項第10号参照。

- (4) 正しい。消防法第10条第4項、同第17条の5第1号参照。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 誤り。消防法施行規則第23条第4項第1号ホイ、同号ニ(イ)参照。
(2) 正しい。消防法施行規則第23条第4項第1号ホイ、同号ニ(ロ)参照。
(3) 正しい。消防法施行規則第23条第4項第1号ホイ、同号ニ(ニ)参照。
(4) 正しい。消防法施行規則第23条第4項第1号ホイ、同号ニ(ト)参照。

【防火査察】

問1 答 (1)

- 解説 (1) その抵抗を排除して強制的に立入検査を実施することはできないので、不適当。
(2) 消防法第4条第1項により適切。
(3) 消防法第4条第2項及び第4条の2第2項により適切。
(4) 消防法第4条の2第2項により適切。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 消防法第5条の3第4項により、保管を始め

解答例

消防団の運営に要する経費は、本来、具体的な予算支出の枠内で適正に執行されなければならない。しかし、消防団が一つの社会的な団体として、地域で自立した活動を行うには、消防団に対して、その目的及び性格を明確にした上で、必要な費用として各種の運営交付金や助成金などを交付することが求められている。

ところが、従来から問題にされてきたのは、こうした運営交付金や助成金などの費消自体が、交付金や助成金の本来の交付目的に照らし、使途の範囲を逸脱する不適切なもので見られるようになってきたことである。

具体的には、運営交付金やポンプ操法大会助成金などの不適切な支出に対して、返還請求の住民訴訟が提起されたケースもあり、見逃せないところである。

こうした運営交付金や助成金などが、本来の交付目的で適切に使途されるのであれば、それは本来の交付目的に沿って消防団の円滑な運営の確保、団員相互の親睦・連携等が現に図られているといえることから、運営交付金や助成金の交付の効果として団員の士気が上がっていると考えることもできる。しかし、逆に運営交付金や助成金などの不適切な費消が行われた場合には、消防団は勿論、消防行政に対して社会的に極めて厳しい批判が寄せられることは認識しておく必要がある。その意味では、非常備組織の消防団といえども、常備の消防職員と同様に公務員として非難に晒されることを、個々の団員には十分教育しておくことが大切である。その上で、改めて市町村の消防団の性格を明確にした上で、運営交付金や助成金などの不正支出に

た日から起算して14日間消防署等に掲示する必要があるので、不適当。災害対策基本法第64条第3項、災害対策基本法施行令第26条参照。

- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適當。
(4) 違反処理マニュアルにより適當。

【危険物】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 正しい。消防法第10条第1項参照。
(2) 誤り。市町村長等は、許可申請の内容が法令で定める要件を充足するときは、裁量を容れることなく許可を与えるべきこととされている。消防法第11条第2項参照。
(3) 正しい。消防法第11条第5項参照。
(4) 正しい。消防法第10条第3項参照。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。危険物の規制に関する政令第1条の6参照。
(2) 正しい。消防法別表第1備考第1号参照。
(3) 正しい。危険物の規制に関する規則第1条の4第4号参照。
(4) 誤り。第4石油類の引火点の上限は250度未満とされている。消防法別表第1備考第16号参照。

昇任試験実力養成講座・小論文

解説

対する消防団の責任について考えてみる必要がある。消防団は、消防組織法上、市町村の消防機関の一つである。それと同時に、組織や代表等が明確に定められていることから「権利能力なき社団」の一つだということができる。そして、各種の運営交付金や助成金などは、消防団長という個人ではなく、あくまで消防団という団体に交付されるのだから、消防団の代表として消防団長の指揮監督の懈怠行為が消防団自体の不法行為責任を構成することになる。また、消防団長個人として相手方に対して不法行為責任を負うためには、消防団長の指揮監督の懈怠行為によって相手方に損害を与えたことにつき、故意又は過失がなければならない。

つまり、消防団長は、運営交付金や助成金などの交付手続きを行い、これらの費用を適正に費消するのに裁量権の範囲を逸脱・濫用がないように指導監督する義務があるので、この義務を怠り裁量権を逸脱等するような団員の行為を放置したような場合には、団長個人が不法行為責任を負うことになる。消防団長としては、消防団の全般的な運営が適正に行われるよう指導監督する義務を尽くすほか、交付金や助成金の支出事務を行わせる団員等には日頃から適正な事務を行うようしっかり指示、教育をしておかなければならない。したがって、消防団長自身は勿論、団員自身も、適正な助成金等の費消を行う責任の重さを十分認識し、上下連携してよりよい消防団運営を図っていくために、消防団運営経費の適正な処理について、市町村の事務当局と密に連携を執っておくことが大切である。